



2019年9月26日

各 位

会 社 名 三菱マテリアル株式会社
代 表 者 名 執行役社長 小野 直樹
(コード番号 5711 東証第1部)
問 合 せ 先 総務部広報室長 鈴木 信行
(電話番号 03-5252-5206)

当社子会社における公正取引委員会からの
排除措置命令及び課徴金納付命令受領に関するお知らせ

当社の連結子会社であるユニバーサル製缶株式会社（以下「ユニ缶社」）は、飲料用空缶の取引に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2018年2月6日に公正取引委員会の立入検査を受けて以降、同委員会の調査に全面的に協力して参りました。本日、ユニ缶社は独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を同委員会より受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件につきまして、お客様、株主様をはじめ、関係各位に多大なるご心配をおかけしていることを深くお詫び申し上げます。当社グループといたしましては、この度の事態を厳粛に受け止め、法令遵守と皆様からの信頼回復に向けて引き続き全力で取り組んで参ります。

記

1. 排除措置命令の概要

ユニ缶社は、特定のアルミ缶取引に関し、かつて不当な取引制限を行ったとして、当該行為が既になくなっていることの確認・周知措置、同様の行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額	103 億 5671 万円
納付期限	2020 年 4 月 27 日

3. 今後の対応

ユニ缶社において、各命令の内容を精査・確認のうえ、今後の対応を慎重に検討して参ります。

4. 業績に与える影響

ユニ缶社は、2019 年 7 月 2 日付で公正取引委員会から受領した課徴金納付命令（案）に基づき、2020 年 3 月期第 1 四半期において、約 104 億円を特別損失に計上しております。

以 上